

高額療養費の支給申請方法が変わります

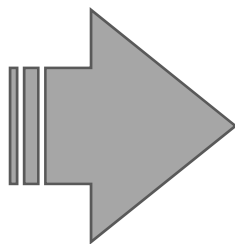
～ 申請手続きが簡素化します ～

～

これまでは

- ▲申請書の提出は...
高額療養費に該当
した月ごとに
- ▲領収書写しを添付

でしたが



令和4年2月診療分から

- ◎申請書の提出は...
初回のみでOK
- ◎領収書写しの添付は不要
- ◎2回目以降は
指定の口座に自動振込み

となります

【簡素化の対象】

令和4年2月以降の受診に係る高額療養費

※令和4年1月以前の診療に係る高額療養費については、簡素化の対象ではありません。
これまでどおり該当した月ごとの申請書と領収書の写しの提出が必要です。

【簡素化が停止になる場合】

下記のいずれかに該当するときは、簡素化を停止します。

- ・世帯主が死亡又は変更したとき。
- ・指定した金融機関の口座に入金できないとき。
- ・申請内容に偽りその他不正があったとき。

※引き続き簡素化を希望する場合は、改めて申請手続きが必要です。

【その他注意事項】

- ①75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行した場合には、後期高齢者医療制度において、改めて高額療養費支給申請書の提出が必要となります。
- ②すでに手続き簡素化の対象となっている一部の世帯（70歳未満の国保加入者を含まない世帯）につきましても、今回の制度改正に伴い、新たに申請書を提出していただく必要となります。

申請手続きの簡素化を希望する世帯は

国民健康保険高額療養費支給申請書(簡素化希望者世帯用)

を鹿角市市民課国保医療班へご提出ください

※ご提出は、鹿角市市民課国保医療班、または各支所窓口まで（いとく鹿角SC市民サービス窓口を除く）。

※通帳やキャッシュカードなど口座がわかるものをご持参ください（口座確認用）。

※窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）をご持参ください。